鳥取県青少年健全育成条例の改正案について

1 改正理由

(1) 条例改正の趣旨・目的

青少年がSNSやインターネットを通じて犯罪やいじめ・誹謗中傷に巻き込まれ、又は 生成AIにより当該青少年の容貌の画像情報を悪用して児童ポルノ等が作成される被害が 発生していることに鑑み、闇バイト等に関する情報を有害情報と定め、当該情報の閲覧又 は視聴を防止する措置を講ずることを保護者の努力義務とするとともに、賭博の定義を明 確化してオンラインカジノを利用する機会の提供を禁止し、並びに児童ポルト等の定義を 明確化して児童ポルノ等の作成、製造及び提供を禁止すること等により、青少年の健全な 育成環境の形成を図るため、所要の改正を行う。

2 概 要

- (1) この条例の規制の対象となる賭博に、オンラインカジノが含まれることを明記する。
- (2) この条例の規制の対象となる児童ポルノ等に、生成AI等を利用して青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態(当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。)を描写した情報を記録した電磁的記録等が含まれることを明記する。
- (3) 保護者、学校関係者及び関係団体は、その監護する青少年がSNSを利用するに当たり、個人情報の漏えい、いじめ、誹謗中傷、性的な被害等により、当該青少年が心身ともに健やかに成長し、その個人としての尊厳を重んぜられることを妨げられないよう、SNSの適切な利用方法を習得させることその他必要な教育及び保護に努めなければならないものとする。
- (4) 何人も、児童ポルノ等を作成、製造又は提供(県の区域外における県内の青少年に係る児童ポルノ等の作成、製造又は提供を含む。)してはならないものとする。
- (5) 何人も、青少年が、暴行、窃盗、強盗、詐欺、盗品譲受等の犯罪行為等を行い、又は これらの行為が青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれらの行 為を周施してはならないものとする。
- (6) 何人も、条例で定める青少年の健全な成長を阻害する一定の行為を青少年が行い、又 は当該行為が青少年に対して行われることを知って、インターネットによりその機会を 提供してはならないものとする。
- (7) 保護者は、その監護する青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、次に掲げる事項について、ペアレンタルコントロールを適切に行うよう努めなければならないものとする。
 - ア いわゆる闇バイトを募集する広告その他の犯罪の実行者を募集する情報の閲覧及 び視聴を防止すること。
 - イ SNSアプリについて保護者が同意したものに限り、利用できるようにすること。
- (8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年が使用するスマートフォンに係る契約締結等に当たっては、当該青少年の保護者等に対し、秘匿性を有するSNSアプリであって犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限することが可能であることを説明するとともに、その内容を記載した書面等を交付等しなければならないものとする。
- (9) 県は、この条例の実施について、青少年等からの相談に対応するための体制を整備するとともに、関係者に対し必要な周知及び啓発を行うものとする。
- (10) 施行期日は、令和7年4月1日とする。